

大分県報

令和六年
号外（二）
三月二十二日

（金曜日）

目次

条 例

おんせん県おいたアドベンチャーリズム条例の制定……………一

○条 例

おんせん県おいたアドベンチャーリズム条例をここに公布する。

令和六年三月二十二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第三号

おんせん県おいたアドベンチャーリズム条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 アドベンチャーリズムの推進に関する基本的施策（第七条―第十三条）

附則

大分県は、瀬戸内海・阿蘇くじゅうの二つの国立公園及び耶馬日田英彦山・日豊海岸・祖母傾の三つの国定公園をはじめ、おいた姫島・おいた豊後大野の二つの日本ジオパークや祖母・傾・大崩ユネスコエコパークを有し、山岳や森林、草原、渓谷、河川、海岸、海洋などとても豊かな自然に恵まれ、四季折々の美しい景観の下、ロングトレイルなど自然を活用した観光が根付いている。また、宇佐・国東半島に広がる六郷満山文化をはじめ、様々な歴史文化や温泉利用の文化を育んできた地域であり、自然や文化、アクティビティを体験するアドベンチャーリズムの推進において大きな可能性を秘めている。

アドベンチャーリズムには、人々の自然や文化を愛し保全する心を醸成し心豊かな人材を育成するとともに、観光・地域振興に活用することで地域に経済的な豊かさをもたら

し、人々の生活と密接に関係する地域資源が磨かれ持続可能な地域であり続けることに寄与するなど、様々な期待が寄せられる。

本県は、国内外から訪れる旅行者に安全で安心なアドベンチャーリズムを提供するとともに、県民が郷土への誇りを高めその魅力を自ら発信する契機とすることで、自然や文化を守りながら、活力にあふれ、経済的にも発展していく持続可能な地域を形成していくことを希求する。

ここに、県、県民等、ガイド及び事業者の責務や役割を定め、環境整備を図りながらこれらの者が一体となってアドベンチャーリズムを推進することを目指し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、アドベンチャーリズムの推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民等、ガイド及び事業者の役割を明らかにし、並びに県の施策の基本となる事項を定めることにより、アドベンチャーリズムの推進に必要な施策を効果的に実施し、もって人々と自然・文化とのふれあいを通じた豊かな人材の育成、自然・文化の保全及び地域の活力の創造を実現することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 アドベンチャーリズム 旅行者が地域の住民と共に地域独自の自然や地域のありのままの文化を体験する旅行形態であって、旅行者に驚きや感動をもたらすものをいう。
- 二 ガイド アドベンチャーリズムを体験しようとする旅行者を反復的又は継続的に案内し、解説、技術指導等を行う者をいう。
- 三 事業者 旅行者に対し、アドベンチャーリズムに係るプログラムの提供、ガイドのあっせん等のサービス（以下「サービス」という。）の提供を業として行うものをいう。

（基本理念）

第三条 アドベンチャーリズムの推進は、県民が将来にわたり継続して豊かな自然・文化を享受できるよう、人と自然との共生及び持続可能な地域の形成を旨として行われなければならない。

2 アドベンチャーリズムの推進は、地域の自然・文化を正しく理解し、保全していく

ような人材の育成に資するよう行われなければならない。
3 アドベンチャーツーリズムの推進は、恵まれた地域資源を活用して、観光関連産業のみならず様々な産業の振興に資するよう行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、おんせん県おおいた観光振興条例（平成二十七年大分県条例第二十四号）及び同条例第十九条第一項に規定する観光振興基本計画に沿って、アドベンチャーツーリズムの推進に必要な施策を実施する。

2 県は、国及び市町村、ガイド、事業者、関係機関その他の団体と連携し、前項の施策を効果的に実施するものとする。

（県民等の役割）

第五条 県民は、アドベンチャーツーリズム推進の意義や必要性についての理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、自然・文化を保全する心を育み、日常生活においても自然・文化や地域が持続していくよう努めるものとする。

2 アドベンチャーツーリズムを体験しようとする旅行者は、自然・文化を保全するとともに、地域住民の生活、産業活動等に配慮するよう努めるものとする。

（ガイド及び事業者の役割）

第六条 ガイド及び事業者は、基本理念にのっとり、自然・文化を保全し、地域住民の生活、産業活動等に配慮するとともに、安全で質の高いサービスを提供するよう努めるものとする。

2 ガイド及び事業者は、サービスの提供先である旅行者に対し、その者の安全の確保や自然・文化の保全等のために必要な指導を行うよう努めるものとする。

第二章 アドベンチャーツーリズムの推進に関する基本的施策

（県民理解の促進）

第七条 県は、アドベンチャーツーリズムの推進に対する県民の理解を促進するため、情報を提供するなど、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（ガイドの育成）

第八条 県は、優れたガイドを育成するため、その資質向上の意欲を高め、かつ、その社会的評価の向上を促進するよう制度を構築するなど、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の支援）

第九条 県は、事業者の主体的な取組を推進するため、安全で質の高いサービスの提供や新

たなサービスの開発を支援するなど、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（普及啓発等）

第十条 県は、ガイド及び事業者並びに旅行者が自然・文化を保全し、その地域の住民生活、産業活動等に配慮してアドベンチャーツーリズムを提供し、又は体験することができるよう、これらのものに対しルールやマナーの普及啓発をするなど、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の整備）

第十一条 県は、より多くの旅行者が安全かつ楽しく有意義にアドベンチャーツーリズム体験をすることが可能となるような環境を整備するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（推進体制の整備）

第十二条 県は、アドベンチャーツーリズムを着実に推進するため、必要な推進体制を整備するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第十三条 県は、アドベンチャーツーリズムの推進に係る施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。